

2001年 新春創刊号

おおぞら

No.1

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp



新春のお喜びを申し上げます

当事務所は、昨年8月、北海道の広々とした「おおぞら」のように包容力のある法律事務所をめざして開設しました。

田中・太田とも弁護士になって10年以上が経過していましたが、新しく共同で事務所を営むことにチャレンジしたのです。

それは、それぞれの得意分野における能力をいつそう発揮しあって、より適切な法的サービスを提供し、今までとは違った法律事務所を創り上げていきたい、という思いからでした。まだまだ悪戦苦闘の毎日ですが、事務所のスタッフとともに、開設のこころざしを大切にして、改めて平和と市民の人権を守る活動に、取り組んでいきたいと考えています。

今年からはいよいよ21世紀です。かつて「未来」として語られた新世紀の始まりです。弁護士はもちろん、司法の世界に大きなうねりが押し寄せてきています。

本年もどうかよろしくお願ひいたします。

2001年1月

札幌おおぞら法律事務所一同

新事務所開設にあたって

太田 北海道合同法律事務所から独立して5ヶ月、どんな感じですか。

田中 静かでいいねえ。でも、自分自身があわただしいのは相変わらずだなあ。

太田 田中さんは、ほんと仕事しますもん。

田中 太田君だって、全然事務所にいないじゃん。僕と事務所を組んだのは、留守番を探してたって言うくらいだし。

太田 そんなはずないじゃないですか。でも、じん肺、オンブズマン、日弁連、青法協、管財人事件諸々、それ以外に北見、五所川原などの地方事件。うーん、確かにいないかなあ。

田中 いないって。

太田 でもコンピューター抱えて出張しますから。自分では田中さんや事務局に迷惑かけないように心がけているつもりなんですけどね。

田中 それは偉いよな。僕は、机の周りもすぐにバラバラ。まあ、性格なんだろう、偏屈だから（笑い）。一つのことにもめり込むと、周りが見えなくなるところがあるからね。

太田 それがいいとこなんですよ。「やっぱり田中さんじゃなきや相談できない。」という人多いじゃないですか。事務局も、田中さんが「かあさん」とか「とうさん」で言って、親身に相談しているのを心強く思っていますよ。

いい同期の仲間、だよね

田中 太田君は、金沢の出身だよね。

太田 生まれも育ちも大学も、みんな北陸の古都金沢。修習生で札幌にきたのは、もう15年前ですね。

田中 それが何で札幌に居着いちゃったんだ。

太田 それは田中さんははじめ、いい同期の仲間がいたんですよ（笑い）。いや、冗談なんかじゃないですよ。田中さんの出身は、浦臼ですよね。

田中 ああ、遠くに空知の産炭地のまぶしいくらいの灯りを見ながら育ったよ。それから北大に行って、時間かかつて司法試験受かつてさ。



弁護士
**太田
賢二**



弁護士
**田中
貴文**

太田 でもその時間と経験は、弁護士になってずいぶん役に立っていると思うな。

田中 そりやそうだけど、時間かかりすぎさ。

太田 やっぱり弁護士になりたいって、いう思いが受験時代を支えていたんでしょう。

田中 だろうなあ。社会の弱い立場の人のために仕事がしたい、って思っていたんだ。そう考えると、今、かつて遠くの炭鉱の灯りの中で働いていた人のじん肺や強制連行の事件をやっているのというのは、何か因縁深いものがあるね。

お互いの気持ちを大切にして

太田 正直言つて、こうして田中さんと一緒に事務所を作るなんて思っていなかったな。

田中 僕もだよ。やっぱりじん肺訴訟をずっと一緒にやってきたことがきっかけかな。

太田 うん、いろいろ一緒にやって、うーん、こうパーアッと突っ走ることのできる行動力というか、とにかく田中さんに自分と違うもの、持ってるのを感じたのが大きいなあ。

田中 太田君も、数百人の原告をかかえて、個々人の病状とか健康管理区分などの膨大なデータを処理するのは大変だよ。太田君は、僕と違つて要領がいいし、小ざるいし（笑い）。

太田 でも、ずっと二人だけでという訳じゃないですよね。

田中 そう、僕たちと気持ちを共通にできる人がいれば、一緒にやっていきたいね。

太田 開設の時には、二人して大きなこと言ってしまったからね。

田中 こうしてスタートした以上、仲間や依頼者に、心底「良い事務所だね」、って言われるようにがんばろうや。

太田 そのためには、お互い言うべきことは言うようにして。

田中 まあ、多少は大目に見ろよ（笑い）。とにかくこれからもよろしく。



強制連行事件相次ぐ和解解決

中国人強制連行事件北海道訴訟弁護団事務局長 弁護士 田中 貴文

1999年9月1日に、戦時中北海道の炭鉱や港湾等で強制連行・強制労働させられた33名の中国人労働者の損害賠償請求事件を札幌地裁に提訴した。戦後55年を経過して33名のうち5名は既に死亡している。

何でこの事件を引き受けたことになったのか。振り返ってみると、1995年10月に「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」の常任弁護団に参加（要するに月々の会費を支払うこと）したことが、強制連行事件と関わるきっかけだったような気がする。私に声をかけたのは、司法試験受験時代に東京で答案添削などの受験指導をしてくれた森田太三弁護士と、全国のじん肺訴訟を次々に和解解決して行った我が尊敬する全国じん肺訴訟弁護団団長の小野寺利孝弁護士であった。渡世の義理で全国の弁護団に名を連ねるくらいならと思っていたのだが、情勢は進展し、全国各地での訴訟に引き続き北海道でも提訴して欲しいとの希望が寄せられるに至った。提訴については、森田太三弁護士と同期の札幌の高崎暢弁護士がさりげなく準備をすすめていたのだが、いよいよ本格的に提訴をせざるを得なくなつたという肝心の時期に、高崎暢弁護士は札幌弁護士会の副会長の要職にあったのである。高崎暢弁護士は北大の先輩であるとともに、これまた私が受験時代にお世話になった経緯がある。以上のような抜き差しならない人的シガラミのなかで、この裁判を引き受けざるを得なくなってしまったのである。とは言え、実際現地に行って中国人の被害者と会って話をし、またかつて日本が中国に対してしてきたことの歴史を学ぶにしたがつて、この問題を解決しなければ日本の戦後は終わらないと確信するようになった。

北海道訴訟提訴後も、東京地裁で南京虐殺・731部隊事件につき被害事実を認めながらも賠償請求を棄却するという内容の敗訴判決が出され、司法による解決はなかなか難しい情勢が続いた。しかし2000年7月6日ドイツではナチスが捕虜やユダヤ人に対して行った強制労働について、連邦・州政府と企業（強制連行に関わらなかった企業も含む）が総額100億マルク（約5400億円）の基金を創設して、被害者に補償を行うことを決めた。また、日本の司法に幻滅した中国人労働者は、アメリカにある日本の現地法人を被告としてアメリカで訴訟を起すことを選択した。現在アメリカでは、中国だけでなく、韓国、フィリピンの強制連行被害者が三井、三菱グループなどの在米企業を提訴しており、その件数は30件を超えている。

このような状況のなかで、昨年7月18日に「不二越事件」が最高裁で、また11月29日には「花岡事件」が東京高裁で和解解決した。両事件に共通なことは、いずれも下級審では敗訴したにもかかわらず、上級審で和解解決しているということである。

ドイツの基金創設、アメリカでの訴訟提起、その後の日本の裁判所における和解解決という流れを見るとき、日本という国がこの問題をどのように解決すべきかは、おのずから明らかとなる。

2000年5月に、中国の弁護士が札幌弁護士会に来ることがあった。私が中国人強制連行事件を担当しているということで、声をかけていただいた。写真はその時のものである。誰が北京の弁護士なのか、ウルムチの弁護士なのか、上海の弁護士なのか、はたまた札幌の弁護士なのか区別がつきますでしょうか。私たちは言葉が通じなかつたけれど、身振り手振り、片言の英語・中国語・日本語で、いろんなことを話し合つた（殆ど「乾杯」「乾杯」と言ってグラスを空けるだけの無能集団化していたというのが実際のところであるが）。

人がお互いを人として認め合うこと、国がお互いを国として認め合うこと、そのためには過去の過ちは過ちとして謝罪して正当な賠償をすること、そんなところから眞の国際交流が始まるのではないか。いよいよ今年からは、中国人被害者を札幌の裁判所に呼んで証言を聞くことになります。原告を札幌に呼ぶにはお金がかかります。

「中国人強制連行事件北海道訴訟を支える会」に入会して、裁判を支えてください。会費は年間3,000円です。入会申込書はいくらでもありますので、おおぞら法律事務所までご連絡ください。



日中弁護士の交流会(2000年5月)

議会議員野球大会への 公費支出は違法！

札幌市民オンブズマン代表 太田 賢二

かつて僕は、熱血野球少年だった。中学・高校はもちろん、大学でも体育会野球部に入っていた。

その後も35歳すこまで朝野球を続け、さぼりがちながら、今も札幌弁護士会・野球部の現役メンバーだ。

今でも白球を追っていると、一瞬気持ちが少年に戻ることがある。

結局僕は野球が好きなんだろう。

* * *

議会議員の先生方にも野球部があるという。結構なことだ。ところが、その費用は、税金から出されると聞いた。

えっ！ 冗談だろう！ なんかおかしくないか？

平成10年の8月。僕は、江別市で行われた東北・北海道の議員野球大会を見に行った。

会場運営は、議会職員の面々。なんとボールボーイやトスバッティングの手伝いも職員がやっている。

はつきり言って、自分で汗をかかない「お殿様のレクレーション」。

これに税金を使うなんて許せない！

そんな気持ちから、一市民として、議員野球大会の公費支出分の返還を求めた。

この間に、同じような訴訟が全国でいくつも起こり、全国の議員野球大会は自体、事実上消滅した。

2000年11月、僕の訴えた訴訟の判決は、「野球大会はしよせんレクレーションであって、それ自体に公費を支出することは許されない。」と判断。姑息にも交流大会という名称をつけて、勉強会と一緒に野球をしても、「野球への公費支出」は違法と断定。

結論以上に、判決内容は完全勝利だ！！

この判決は、双方控訴しないで確定。そして、議員野球ク

ラブは消滅だそうだ。でも野球はやってほしいのにな。

* * *

札幌市民オンブズマンの立ち上げに加わって、もう5年目。

税金や行政のあり方でおかしいと思うことに、いくつか疑問をぶつけてきた。それは、弁護士としてというより、一市民としての疑問を大切に。その意味で、オンブズマン活動には、通常の仕事と違う一面がある。

もちろんオンブズマンは、決して市民の代表なんかじゃない。そんな義務感を持たないようにしている。もしそうだったら、とてもつらくてやってられないよ。

* * *

今回の事件は、判決だけでなく、そこに至る過程で、いろんなことがあって、結構楽しかった。オンブズマン、もうちょっとやっていこうかな。そんな思いを感じた。

そんなオンブズマン活動をあまりプレッシャーをかけないで、暖かく見守ってやってください。



変わらぬ新年の抱負。今年こそ！

太田 賢二

新年の抱負に「減量」と答えて、もう何年になるだろう。いつこうに達成されないまま月日が過ぎてきた。

年とともに、ダイエットの目標値はやや緩やかにしているのだが（つまり自分の意思の弱さを理解し始めたということ）、それすらも達成できない。逆に、自分で設定している限界値（内緒です！）を越えそうになることすらある。

もちろん決して努力をしていないわけではない。暇を見つけて、泳いだり散歩したり。自宅でも、思い出したようにダンベル体操や腹筋・背筋運動をやっている。最近では、なんか休肝日をもうけようと意識しました。

つまり、「減量」は結果がすべてだけれども、ようはその過程で「健康」を意識することが大事なんだ、自分を励ますしかないのだろうか。

そうは言うものの、今年こそ一定の成果を身につけたい（身を削りたい？）もんだ。

最近は4歳になった息子たちまで、「おとうさんは太っているから……。」と減らず口をたたく。子供も4歳にもなると体力がついてきて、一緒に遊び回ると結構息が切れる。とにかく彼らは、疲れ知らずだ。さらに彼らも、今年からちゃんとスキーをやることになった。でも、もうしばらくは負けるわけには行かない。

今年こそ頑張ります！



正念場を迎えるじん肺訴訟

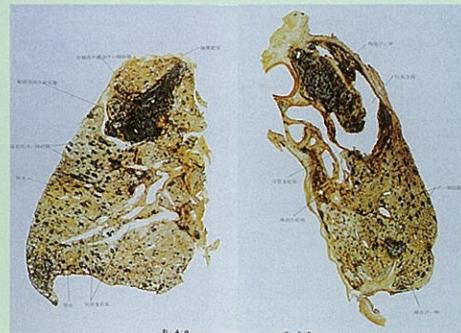
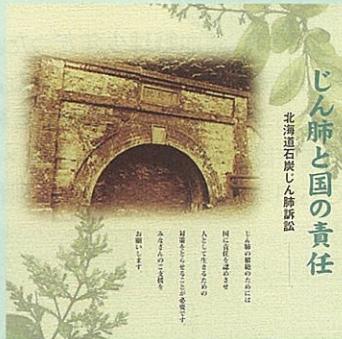
弁護士 田中 貴文

昨年11月30日、東京地裁はトンネルじん肺訴訟について、原告全員に対し、「被害者救済の観点から時効による差別を設けず」、被告が健康管理区分に応じた相当金額の支払いをすることを内容とする和解案を示しました。同時に東京地裁は、被告会社のみならず、トンネル工事の発注者である国、地方公共団体の他、監督官庁である建設省、労働省においても、「じん肺防止」に向けて積極的な努力をする必要のあることを指摘しています。前橋地裁、長野地裁、札幌地裁でも和解勧告がなされ、全国のトンネルじん肺訴訟は一気に解決に向かおうとしています。

北海道ではトンネルじん肺訴訟だけでなく、石炭じん肺訴訟が裁判所に係属しています。第一陣訴訟は1986年に提訴し、既に14年が経過しています。第二陣訴訟も提訴から7年が経過しています。第一陣・第二陣訴訟は和解解決を拒んだ三井鉱山・三井石炭、国を被告として、現在札幌高等裁判所で審理中です。第三陣訴訟も提訴から二年が経過し、現在札幌地裁で審理中です。

被告らの抵抗により審理は長期化し、原告患者は次々に死亡し、最近は原告患者の妻たちが亡くなるまでに至

っています。じん肺の加害責任は明白であり、被害は深刻です。にもかかわらず住友石炭、三井鉱山・三井石炭、三井建設、国はいまなお加害責任を争い、臆面もなく「消滅時効」を主張してその賠償を免れようとしています。トンネルの解決に引き続き、今年こそ石炭じん肺解決の年にしたいと思います。



司法改革の動きに注目！

弁護士 太田 賢二

司法制度改革審議会（司法審）は、2000年11月20日に、中間報告を発表した。そして今年後半には、最終意見を取りまとめる方向である。

私たちは、決して現状の司法・弁護士のあり方が正しいとは考えていない。司法過疎の問題や迅速な裁判、法律扶助の拡大や、根本的な司法へのアクセスの問題等々。もっと司法を利用する市民の立場での改革が必要であることは間違いない。

しかし中間報告の内容は、弁護士人口の大幅増員がその重要な骨格を占め、ことさらに弁護士に対して、公益性に基づく社会的責務の実践を強調する。そこでは、弁護士がこれまで在野の、つまり一番市民に近しい法曹として、公権力の発動等の人権侵害に対して、人権擁護のため必死になって闘ってきたことが大きく抜け落ちている。

他方で中間報告は、司法全体・あるいは裁判所の問題点をおざなりにしている。法曹一元や市民の司法参加についても、具体的な方向性・実現可能性を示しているとは言い難い。

このままだと、人権擁護という意識の欠落した弁護士ばかりが増え、裁判所というお役所は基本的に変わらな

い、という、「司法改悪」になってしまう危険性が大きいのではないだろうか。

司法（裁判所や弁護士）は大きく変わろうとしている。かつては、弁護士はもちろん裁判所も、一生縁がないことが幸せだと言われてきた。しかし、これからは「自己責任」という名目ものと、間違いなく司法が市民一人ひとりの生活に関わってくる。決して他人事ではない。どうしても市民の視点での司法改革が必要なのだ。

みなさん、ぜひ司法改革の動きに注目してください。そして、自分が利用するという視点で、司法改革に声をお聞かせください。



新法紹介

4月からスタート「個人再生手続」…

従来、多重債務者の債務整理には、債務弁済調停、任意整理、破産などの方法がありましたが、今年4月から「個人再生手続」による債務整理が新たに付け加わります。従来の任意整理では、利息制限法残額に引き直すとはいえ、原則として残元本の100%を分割して返済するという方法により整理しなければなりませんでした。しかし、3年乃至5年に及ぶ月々の返済の中で、リストラ・減給されたり、交通事故にあつたり等様々な事情により返済が不可能になる事態もしばしば見られました。「個人再生手続」では2年分の可処分所得を3年で返済

することで、債権者全員の同意を得なくても残債務の支払いを免れることができます。

また、住宅ローンを抱える多重債務者については、従来であれば住宅ローンを契約どおり支払うことができず、破産による債務整理を選択せざるを得ませんでした。しかし「個人再生法」では、住宅ローンを個人再生手続の枠外とし、特則を設けて住宅を手放さないで再生を図る途が開かれます。

なお、破産申立によって生活を立て直すことを希望する場合は、従来どおり破産手続を利用することができます。



事務局あいさつ

はじめまして。秋から週3回のペースでお仕事をさせていただいております。近々フルタイムで働く予定です。どうか宜しくお願ひいたします。

沢辺 千春

様々なことがあり、今日を迎えました。いろいろな意味でみんなの絆が強まつたような気がします。最近は仕事終わりに先輩達と飲みに行くことが楽しみとなりました。

本間 芳江



沢辺 本間 関 藤

事務所の引っ越しは気温35度の暑い日でした。早いもので外は雪景色です。日々、時の流れの早さについていくのが死です。

閨 美奈子

新事務所開設から早4ヶ月、恐ろしいほどに毎日が早く過ぎていきました。今後も入所した頃の気持ちを忘れずに、誠実に仕事をしていきたいな、と思っています。

齋藤 佳苗

事務所からのご案内

- 1、1月9日(火)より、通常通り事務所を開きます。
 - 2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
 - 3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいたたくようお願いいたします。
また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。
相談料は、30分5000円程度です。



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムズビル3階
TEL(011)261-5715 FAX(011)261-5705
E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp